

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業

要求水準書

令和5年4月

恵 庭 市

要求水準書 目次

第1章 総則	1
1. 事業概要	1
2. 基本事項	2
3. 一般事項	5
4. 業務期間終了時の取扱い	8
5. 処理対象物	10
6. 公害防止基準等	12
第2章 運転維持管理体制	14
1. 全体組織体制	14
2. 労働安全衛生・作業環境管理体制	15
3. 防災・防火管理体制	15
4. 連絡体制	15
5. 施設警備・防犯体制	15
第3章 運転管理業務	16
1. 一般事項	16
2. 搬入管理	17
3. 運転管理	18
第4章 維持管理業務	21
1. 一般事項	21
2. 備品・工具等	22
3. 点検・検査・補修・更新等	23
第5章 環境管理業務	26
1. 環境保全	26
2. 作業環境管理	26
第6章 防災管理業務	27
1. 一般事項	27
2. 防災管理	27
第7章 情報管理業務	28
1. 各種報告	28
2. 施設情報管理	28
第8章 その他関連業務	29
別紙1 業務範囲図	30
別紙2 特定調達品リスト	31
別紙3 施設稼働後のごみ質	32
別紙4 受入管理	35
別紙5 手数料等収納	38
別紙6 環境測定項目・頻度	47
別紙7 備品・工具等リスト	48

第1章 総則

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、恵庭市が、恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な運転維持管理業務等については、要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任においてすべて完備あるいは遂行するものとする。

1. 事業概要

本事業は、恵庭市焼却施設（以下「本施設」という。）の運転、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を業務期間にわたって実施するものである。

事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるごみを適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的かつ施設の長寿命化に配慮した運転維持管理を行うものとする。

なお、基本性能とは、本施設が備え持つ機能であり、恵庭市焼却施設整備工事実施設計図書等において保証される内容である。

2. 基本事項

(1) 事業名

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業

(2) 業務実施場所

北海道恵庭市中島松 456-5、69-4、460-1 の内、549-2、459 の内、461-1、68-5、83-8 の内、83-3 の内、461-4、461-3、68-3、551-2

(3) 業務期間

1) 運営準備期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2) 運営期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで (15 年間)

(4) 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務、情報管理業務、その他関連業務である。

(5) 恵庭市の業務範囲

- ① 事業実施状況等のモニタリング
- ② ごみの搬入
- ③ 住民対応
- ④ 見学者対応 (受付及び施設概要説明) (※施設内の案内・説明等は事業者の業務範囲)
- ⑤ 行政視察対応

(6) 対象施設

本事業の対象施設の概要は次のとおりである。

<対象施設の概要>

項目	概要	
施設稼働年月	令和2年3月	
敷地面積	28,017.74m ²	
建築面積	工場棟：2,281.61m ² 、計量棟：123.48m ²	
延床面積	工場棟：4,204.38m ² 、計量棟：123.48m ²	
建築仕様	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）	
施設規模	56 t / 日（28 t / 日 × 2 炉）	
設備方式	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	全連続燃焼式ストーカ炉
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん方式
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電（200kW）、場内利用、隣接施設利用
	給水設備	生活用：上水、プラント用：井水
	排水処理設備	プラント排水：クローズドシステム、生活排水：下水終末処理場で処理
	飛灰処理設備	薬剤処理方式
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	分散型制御システム
余熱利用方法	本施設で発生する蒸気は、発電に利用するとともに本施設の給湯・暖房・ロードヒーティングの熱源として使用するほか、生ごみ・し尿処理場の暖房用として使用する。また、下水終末処理場の暖房・給湯用、消化槽加温用、汚泥乾燥施設の汚泥乾燥用として使用する。	
その他	下水汚泥乾燥施設で発生する臭気は本施設の燃焼用空気として使用する。	

(7) 用役条件

1) 電気

交流三相3線式 6.6kV、50Hz、1回線

2) 用水

用水プラント用水は井水、生活用水は上水

3) 燃料

重油

4) 通信

電話、光ケーブル

5) 留意事項

- ① 事業者は、自らの責任及び負担において電気事業者との契約を行うこと。
- ② 薬剤の種類変更により本施設の運転に支障等が生じた場合は、事業者の責任とする。

(8) 委託費の支払い

恵庭市は、業務に要する対価を運営期間にわたり事業者へ支払う。なお、支払い条件等の詳細については、事業契約書に定めるものとする。

(9) 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、業務における基本的内容について定めたものであり、これを上回って運転維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断し、提案した事項については、すべて事業者の責任において実施すること。

2) 参考図書の取扱い

要求水準書の図表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は、本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断するものについては、すべて事業者の責任において実施すること。

3) 契約金額の変更

事業提案書の提出後に、上記1)により事業内容の変更があった場合において、契約金額の増額等の手続きは行わない。

3. 一般事項

事業者は、本施設が循環型社会形成を推進する中核施設であること、また、住民の理解を得た上で運転維持管理することを十分認識した上で、適正な運転維持管理に努めること。

(1) 要求水準書等の遵守

事業者は、要求水準書、事業契約書、事業提案書に記載の要件を遵守すること。

(2) 関係法令等の遵守

事業者は、関係法令等を遵守すること。

(3) ごみの適正処理

本施設の基本性能を発揮させ、本施設に搬入されるごみを常に滞ることなく適正に処理すること。

(4) 適正な運転維持管理

本施設を安定かつ適正に稼働させ、住民に安全及び安心を与えられる運転維持管理に努めること。

(5) 環境の保全

環境負荷の低減と環境保全に十分配慮すること。

(6) 安全の確保

常に安全性を確保し、災害等の発生時においても迅速な対応が行えるよう運転維持管理を行うこと。

① 本施設における安全性の確保

② 二次災害の発生防止

③ 災害等による大量排出ごみに対する適正処理への対応協力

(7) 事故発生時の対応

事業者は、万一の事故発生時には、恵庭市及び関係官公庁へ速やかに連絡するとともに、本施設内の来場者、周辺住民、恵庭市職員及び事業者の安全を第一に考えて行動すること。また、安全が確認された後は、原因の究明及び施設の復旧に努めること。

(8) 災害発生時等のごみの処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画年間処理量を超える多量のごみが発生するなどの状況に対して、その処理を恵庭市が実施しようとする場合、事業者は恵庭市に協力すること。

(9) 焼却可能な廃棄物の処理

恵庭市の他の廃棄物処理施設において、故障等により処理しきれなくなった焼却可能な廃棄物（生ごみや容器包装プラスチック等）が発生した場合、事業者はその処理に可能な限り協力すること。

(10) 有価物の取扱い

補修及び更新等において発生した有価物の売却は恵庭市が行う。事業者は、恵庭市と協議の上決定した場所に有価物を堆積すること。

(11) 適切な事業計画の立案

本事業が15年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した事業継続が図られるよう適切な事業計画を立案すること。事業計画の立案は、本章の5. 処理対象物を十分把握した上で行うこと。

- ① 長期にわたり安定した経営計画・事業収支計画の作成・実施
- ② 適切なリスク管理計画の作成・実施
- ③ 安定継続のための信用補完手段の確保

(12) 恵庭市及び官公庁等の指導等

事業者は、恵庭市及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

(13) 官公庁等への申請

事業者は、恵庭市が行う本施設の運転維持管理に係る官公庁等への申請等に協力し、事業者の負担と責任により必要な書類、資料等を作成すること。

(14) 恵庭市及び官公庁等への報告

事業者は、本施設の運転維持管理に関して、恵庭市及び官公庁等が要求する報告、資料提供等に速やかに対応すること。なお、官公庁等からの報告、資料提供等の要求については、恵庭市の指示に従うこと。

(15) 立入検査等

事業者は、本施設の運転維持管理に対する立入検査等に全面的に協力すること。

(16) 関係事業等への協力

事業者は、本施設周辺で恵庭市及び関係団体が行う事業等に対し、恵庭市の要請に基づき協力すること。

(17) 保険への加入

事業者は、本事業において必要と考える保険に加入すること。加入する保険の種別等については、恵庭市と協議の上決定すること。

(18) マニュアル・計画書の作成

本業務遂行上必要となるマニュアル及び計画書については、作成後速やかに恵庭市に報告すること。

(19) 施設の保証等

本施設の工事請負企業（以下「施工企業」という。）に係るかし担保期間は、引渡し後、設計に関しては10年間、施工に関しては3年間である。かし担保期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、施工企業の負担にて速やかに補修、改造、または取替が行われる。

(20) 特定調達品の調達

事業者は、本施設の運転維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、「特定調達品のリスト」（別紙2参照）に示す施工企業の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修・更新工事において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。なお、上記の内容に関して、恵庭市と施工企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。

上記に係わらず、事業者が自らの責任において施工企業以外から特定調達品を調達することも認めるが、事業者は調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、事業者は、本施設の機能を維持できることを恵庭市に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

(21) 車両・重機等

本事業において必要な車両・重機等は、本施設の運転維持管理に支障のないものを使用すること。

(22) 個人情報等の保護

事業者は、本事業において住民や事業者等の個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に係る法令等に基づき、適正な管理を行うこと。

(23) 提出書類の変更

事業提案書において、要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うこと。

4. 業務期間終了時の取扱い

恵庭市は、業務期間終了後に大規模改修等を行い、本施設をその後 15 年間継続使用する計画である。事業者は、このことを踏まえ、業務期間終了時における本施設の状態が、その後 3 年間の使用に支障がない状態に保たれていることを前提に業務を実施すること。なお、使用に支障がない状態とは、業務期間終了後に運転維持管理を担当する者が、従来と同様の点検・検査・補修等を行うことで安定運転を確保できる状態にあることをいう。

(1) 業務期間終了時の機能検査

- ① 事業者は、業務期間終了後も本施設を継続使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を恵庭市の立会の下に実施すること。なお、「継続使用する」とは、業務期間満了後の運転維持管理を担当する者が、適切な点検、補修等を行いながら本施設の運転維持管理をすることをいう。
- ② 当該検査の結果、本施設が業務期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、恵庭市は業務期間終了時の確認とする。確認方法は、恵庭市と事業者の協議によるものとする。なお、当該検査の結果、本施設が業務期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、事業者は、自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。
 - 基本性能を満たしている。
 - 建物の主要構造部等に大きな破損や汚損等がなく良好な状態である。
 - 外部の仕上げや機器等に大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。
- ③ 業務期間終了後、本施設の継続使用において不具合等が発生した場合、事業者は不具合等への改善に対して協力を行うこと。

(2) 業務期間終了後の運転方法の検討

- ① 恵庭市は、業務期間終了の 3 年前から業務期間終了後の本施設の運転維持管理方法について検討する。事業者は、恵庭市の検討に協力すること。
- ② 恵庭市が、業務期間終了後の本施設の運転維持管理を自ら実施するか、または公募等の方法により新たな事業者を選定する場合、事業者は次の事項に関して協力すること。
 - 事業者が所有する資料の開示
 - 本施設及び運転維持管理状況の視察
 - 新たな事業者との引継ぎ業務（運営期間中の 3 か月程度）
 - その他新たな事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- ③ 業務期間終了時に、本施設の運転に必要な用役を補充すること。また、予備品や消耗品等は、業務開始時と同等の数量を補充すること。
- ④ 恵庭市が、業務期間終了後の本施設の運転維持管理を自ら実施すること及び公募等に供することが適切でないと判断した場合、事業者は、本施設の運転維持管理の継続に関する協議に応じること。
 - 恵庭市は、事業者と本事業の再契約について協議を開始する。業務期間終了日の 1 年前までに、恵庭市と事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本事業の再契約に

に向けた手続きを開始する。

- 本事業の再契約に係る協議において、恵庭市と事業者の合意が、運転期間終了日の1年前までに成立しない場合は、業務期間終了日をもって本事業は終了する。
- 恵庭市が事業者と業務期間終了後の運転の再契約について協議する場合、業務期間終了後の運転維持管理業務に関する委託費は、運営期間中の委託費に基づいて決定する。このために、業務期間中の次の事項に関する費用明細及び業務期間終了翌年度の諸実施計画を業務期間終了日の9か月前までに提出すること。
 - ・人件費
 - ・運転経費
 - ・維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - ・運転期間中の財務諸表
 - ・その他必要な経費

5. 処理対象物

(1) 処理対象物と計画年間処理量

<処理対象物と計画年間処理量>

(t/年)

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
可燃ごみ	家庭系	8,019	7,979	7,927	7,896	7,823
	事業系	1,403	1,401	1,397	1,397	1,389
可燃性粗大ごみ		192	197	191	191	190
生ごみ処理残渣		575	576	577	579	578
し尿し渣		15	15	15	15	15
資源物処理残渣		23	21	23	23	23
その他可燃		146	146	146	146	146
下水し渣		94	94	94	94	94
下水乾燥汚泥		700	700	700	700	700
産業廃棄物		1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
合計		12,857	12,819	12,760	12,731	12,648

項目		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
可燃ごみ	家庭系	7,772	7,720	7,709	7,655	7,623
	事業系	1,386	1,382	1,380	1,371	1,365
可燃性粗大ごみ		190	194	189	187	187
生ごみ処理残渣		579	580	579	574	571
し尿し渣		15	15	15	15	15
資源物処理残渣		24	21	24	24	23
その他可燃		146	146	146	146	146
下水し渣		94	94	94	94	94
下水乾燥汚泥		700	700	700	700	700
産業廃棄物		1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
合計		12,596	12,542	12,526	12,456	12,414

項目		令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
可燃ごみ	家庭系	7,590	7,579	7,524	7,490	7,456
	事業系	1,359	1,357	1,348	1,342	1,336
可燃性粗大ごみ		186	185	184	183	182
生ごみ処理残渣		569	568	563	560	558
し尿し渣		15	15	15	15	15
資源物処理残渣		23	23	23	23	23
その他可燃		146	146	146	146	146
下水し渣		94	94	94	94	94
下水乾燥汚泥		700	700	700	700	700
産業廃棄物		1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
合計		12,372	12,357	12,287	12,243	12,200

(2) 計画ごみ質

＜計画ごみ質（設計時）＞

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
三成分	水分	%	42.3	29.0	15.7
	可燃分	%	48.0	60.8	73.6
	灰分	%	9.7	10.2	10.7
低位発熱量		kJ/kg	8,100	10,800	13,600
単位容積重量		t/m ³	—	0.15	—
元素組成	炭素	%	—	35.24	—
	水素	%	—	4.56	—
	酸素	%	—	19.45	—
	硫黄	%	—	0.03	—
	窒素	%	—	0.73	—
	塩素	%	—	0.79	—

※下水乾燥汚泥処理量によって硫黄分が変動することに留意が必要

(3) 施設稼働後のごみ質

別紙3参照のこと。

6. 公害防止基準等

(1) 処理条件

< 処理条件 >

項目	条件
燃焼室出口温度	850℃以上
上記燃焼温度でのガス滞留時間	2 秒以上
熱しゃく減量	5%以下
煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度	30ppm 以下 (O ₂ 12%換算値の 4 時間平均値)
安定燃焼	100ppm を超える CO 濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと

(2) 排ガス基準

< 排ガス基準 >

項目	運転管理基準値	停止基準値	法規制値
ばいじん	0.01g/m ³ N 以下	0.05g/m ³ N 以下	0.15g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	50ppm 以下	100ppm 以下	K 値=17.5 以下
塩化水素	100ppm 以下	150ppm 以下	430ppm 以下
窒素酸化物	100ppm 以下	200ppm 以下	250ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	0.5ng-TEQ/m ³ N 以下	5.0ng-TEQ/m ³ N 以下
一酸化炭素	30ppm 以下 (4h 平均)	50ppm 以下 (4h 平均)	100ppm 以下 (1h 平均)
水銀	50 μg/m ³ N 以下	50 μg/m ³ N 以下	50 μg/m ³ N 以下

※運転管理基準値：通常の運転において管理する基準であり、超過した場合に停止基準値を超過しないように処置や経過観察を実施する基準

※停止基準値：超過した場合に稼働を停止する基準

(3) 騒音基準

< 騒音基準 >

昼間	朝・夕	夜間
午前 8 時～午後 7 時	午後 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※敷地境界線上

(4) 振動基準

< 振動基準 >

昼間	夜間
午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～ 翌日の午前 8 時
65 デシベル以下	60 デシベル以下

※敷地境界線上

(5) 悪臭基準

敷地境界線上で臭気指数 10 以下とする。また、下表に示す悪臭基準値を満足すること。

< 悪臭基準 >

(ppm 以下)

規制物質	基準値	規制物質	基準値
アンモニア	5	イソバレルアルデヒド	0.01
メチルメルカプタン	0.01	イソブタノール	20
硫化水素	0.2	酢酸エチル	20
硫化メチル	0.2	メチルイソブチルケトン	6
二硫化メチル	0.1	トルエン	60
トリメチルアミン	0.07	スチレン	2
アセトアルデヒド	0.5	キシレン	5
プロピオンアルデヒド	0.5	プロピオン酸	0.2
ノルマルブチルアルデヒド	0.08	ノルマル酪酸	0.006
イソブチルアルデヒド	0.2	ノルマル吉草酸	0.004
ノルマルバレルアルデヒド	0.05	イソ吉草酸	0.01

(6) 飛灰固化物の溶出基準

< 飛灰固化物の溶出基準 >

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウムまたはその化合物	0.09mg/L 以下
鉛またはその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロムまたはその化合物	1.5mg/L 以下
ひ素またはその化合物	0.3mg/L 以下
セレンまたはその化合物	0.3mg/L 以下
1・4 ジオキサン	0.5mg/L 以下

(7) 焼却灰、飛灰固化物のダイオキシン類含有量

3ng-TEQ/g 以下

第2章 運転維持管理体制

1. 全体組織体制

事業者は、運営期間開始前までに適切な組織構成による組織計画を作成し、恵庭市に報告すること。なお、組織体制を変更した場合も同様とする。

- ① 事業者は、本施設の運転維持管理を適切に行うための人員を配置すること
- ② 事業者は、経験を有する総括責任者及び副総括責任者を配置すること。総括責任者は、一般廃棄物処理施設（ボイラー・小型蒸気発電設備又はボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）における現場総括責任者または副総括責任者としての経験（総括は1年以上、副総括は3年以上）を有する技術者とし、運営開始後2年間以上配置すること。
- ③ 事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置すること。
- ④ 事業者は、第2種ボイラータービン主任技術者の資格を有する者を配置すること。
- ⑤ 事業者は、第3種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。
- ⑥ 事業者は、本業務を行うにあたり必要な有資格者と経験者を配置すること。
- ⑦ 関係法令や官公庁等の指導を遵守する範囲において、有資格者の兼任は可能とする。
- ⑧ 事業者は、防火管理者（甲種）の資格を有する者を配置すること。

<主な有資格者(参考)>

廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
クレーン特別教育修了者
危険物取扱者（甲種または乙種第4類）
第2種ボイラータービン主任技術者
第3種電気主任技術者
防火管理者（甲種）
電気工事士（第1種または第2種）
特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
危険物保安監督者
ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者
2級ボイラー技士以上の資格を有するもの
大型特殊免許
大型車両免許
車両系建設機械運転技能者
作業技能免許（床上操作式クレーン、玉掛け）を有するもの

2. 労働安全衛生・作業環境管理体制

- ① 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために必要な管理者や組織等を整備すること。
- ② 事業者は、整備した安全衛生管理体制について恵庭市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- ③ 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画を策定し、恵庭市に報告すること。
- ④ 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- ⑤ 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上必要がある場合は、恵庭市と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- ⑥ 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果に対する対策を行うこと。
- ⑦ 事業者は、従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。
- ⑧ 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- ⑨ 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、作業環境を常に良好に保つこと。

3. 防災・防火管理体制

- ① 事業者は、消防法等関係法令に基づき、本施設の防災・防火上必要な管理者や組織等を整備すること。
- ② 事業者は、整備した防災・防火管理体制について恵庭市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- ③ 事業者は、防災・防火管理上必要がある場合は、恵庭市と協議の上、本施設の改善を行うこと。

4. 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の恵庭市等への連絡体制を整備し、恵庭市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

5. 施設警備・防犯体制

- ① 事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
- ② 事業者は、整備した警備・防犯体制を恵庭市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- ③ 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- ④ 事業者は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第3章 運転管理業務

1. 一般事項

(1) 本施設の運転管理

- ① 事業者は、本施設を適切かつ経済的に運転し、関係法令や公害防止基準等を遵守して、事業者の責任と費用負担により搬入されるごみを適正に処理すること。
- ② 事業者は、関係法令や公害防止基準等を満たして運転がなされていることを自らが行う検査等によって確認すること。

(2) 運転管理マニュアル

- ① 事業者は、本施設の運転管理に関して、運転管理上の目安としての管理項目を設定するとともに、操作手順及び方法について、現行の運転管理マニュアル及び取扱説明書等に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、恵庭市に報告すること。
- ② 事業者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- ③ 事業者は、本施設の運転管理状況に応じて、運転管理マニュアルを随時改善すること。

(3) 運転管理計画

- ① 事業者は、計画処理量に基づく運転及び施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、恵庭市の承諾を得ること。
- ② 事業者は、年間運転計画書に基づき月間運転計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ③ 事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書に従って運転管理業務を実施すること。
- ④ 事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書に変更が生じる場合は、恵庭市と協議の上、計画書を変更すること。

(4) 運営準備期間の運転管理

- ① 事業者は、運営準備期間に運転教育を受ける要員を確保すること。
- ② 事業者は、恵庭市と協議の上、運転教育計画書を作成すること。
- ③ 事業者は、作成した運転教育計画書をもとに、現在運転委託をしている事業者及び恵庭市より本施設の運転管理等の引継ぎを受けること。

2. 搬入管理

(1) 受入管理

事業者は、計量棟において、別紙4に示す受入管理を行うこと。

(2) 案内・指示

事業者は、ごみの搬入者に対し、施設までのルートとごみの降ろし場所について案内・指示すること。計量棟前で車両が滞留し受入れに時間を要する場合は、プラットホーム内の状況を確認し、市委託収集車両及び投入扉使用車両等を優先的に案内するなど、状況に応じた案内を実施し、渋滞緩和に努めること。

(3) 手数料等収納

- ① 事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者より、恵庭市が定める手数料等を恵庭市が定める方法により、恵庭市に代わり収納すること。(別紙5参照)
- ② 事業者は、収納した手数料等を恵庭市へ引き渡すこと。(別紙5参照)

(4) 受付時間

受付時間は、月曜日～金曜日は8:45～17:00、土曜日及び12月31日は8:45～12:00とする。
日曜日及び1月1日～1月3日は受付しない。

(5) 生ごみの搬入管理

当施設の計量棟は、隣接する生ごみ・し尿処理場との兼用施設であり、計量棟の事務は全て本事業者が実施する。

事業者は、計量棟において、生ごみ・し尿処理場に搬入する生ごみの受入管理、計量事務、収納事務、生ごみ・し尿処理場への連絡を行うこと。

受付時間は、月曜日～金曜日は8:45～16:00、土曜日及び12月31日は8:45～12:00とする。
日曜日及び1月1日～1月3日は受付しない。

また、毎日16時に生ごみの計量データを家庭系、事業系（一般廃棄物回収運搬許可業者、それ以外）毎に集計し、CSVデータで下水終末処理場の運転管理業者へ送致すること。送致方法については、恵庭市と協議すること。

(6) 共通停止期間中の受入対応

本施設の定期点検に伴う共通停止期間中についても、通常どおりごみの受け入れを継続することとし、ごみピットに貯留可能な共通停止期間の設定を行うこと。ただし、やむを得ない理由で貯留が困難となる恐れがある場合は、粗大ごみ及び乾燥汚泥の受け入れについて、別途恵庭市と協議し、対応を決定すること。

3. 運転管理

(1) 年間運転日数

本施設に搬入されるごみを滞ることなく適正に処理するために必要な運転日数とすること。

(2) 運転時間

本施設の運転時間は 24 時間/日とする。

(3) 処理対象物と計画年間処理量

第 1 章 5 (1) 参照のこと。

(4) ごみ質

第 1 章 5 (2) 及び(3) 参照のこと。

(5) 公害防止基準等

第 1 章 6 参照のこと。

(6) 搬入管理

- ① 事業者は、安全にごみの搬入が行われるよう必要に応じて監視員を配置し、搬入車両に対して適切な指示を行うこと。
- ② 事業者は、搬入されるごみについて、処理不適物の混入防止に努めること。
- ③ 事業者は、処理不適物を発見した場合は回収して施設内に保管すること。その後、恵庭市と協議し対応を講じること。
- ④ 事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。
- ⑤ 事業者は、恵庭市が定期的実施する展開検査に協力すること。

(7) 搬入物の性状分析

- ① 事業者は、焼却施設に搬入されたごみの性状を定期的に分析すること。(別紙 6 参照)
- ② 分析項目等は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日、環整 95 号) に準じること。

(8) 適正処理

- ① 事業者は、関係法令及び公害防止基準等を遵守し、搬入されたごみを適正に処理すること。
- ② 事業者は、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

(9) 最終処分場への搬出

- ① 事業者は、本施設より排出される焼却灰、飛灰処理物及び粗大残渣を最終処分場へ運搬すること。
- ② 最終処分場の計量設備により搬出物の重量を計量すること。
- ③ 最終処分場への運搬時に搬出物を落下・飛散させないように配慮すること。

(10) 搬出物の性状分析

事業者は、本施設より搬出する焼却灰、飛灰処理物等の性状（第1章6(6)及び(7)に示す項目及び熱しゃく減量）を定期的に分析すること。（別紙6参照）

(11) 排ガスの分析

事業者は、本施設より排出する排ガスの性状（第1章6(2)に示す項目）を定期的に分析すること。（別紙6参照）

(12) 騒音・振動・悪臭の測定

- ① 事業者は、敷地境界における騒音及び振動（第1章6(3)及び(4)に示す項目）を定期的に測定すること。（別紙6参照）
- ② 事業者は、敷地境界における悪臭の有無を定期的に確認すること。（別紙6参照）

(13) 作業環境の測定

事業者は、本施設における作業環境中のダイオキシン類濃度を定期的に測定すること。（別紙6参照）

(14) 余熱利用

- ① 事業者は、適切に余熱利用設備を運転し、安定した余熱利用を図ること。
- ② 事業者は、下表に示す蒸気量を隣接施設に供給すること。
- ③ 事業者は、隣接施設の運転に配慮し、極力、共通停止期間を短くする運転計画を立案すること。
- ④ 隣接施設との連絡体制を構築し、蒸気供給等について常時情報交換ができるようにすること。

<隣接施設への蒸気供給量>

単位：t/h

	消火槽加温	下水污泥乾燥	暖房・給湯	し尿処理	生ごみ処理	合計
4月	0.550	1.173	0.120	0.198	0.054	2.095
5月	0.513	1.173	0.024			1.710
6月	0.444	1.173	0.012			1.629
7月	0.399	1.173	0.024			1.596
8月	0.361	1.173	0.012			1.546
9月	0.349	1.173	0.012			1.534
10月	0.391	1.173	0.012			1.576
11月	0.441	1.173	0.036	0.198	0.054	1.902
12月	0.492	1.173	0.254	0.198	0.054	2.171
1月	0.544	1.173	0.314	0.198	0.054	2.283
2月	0.553	1.173	0.338	0.198	0.054	2.316
3月	0.556	1.173	0.278	0.198	0.054	2.259

※下水污泥乾燥について焼却施設への復水あり

※本施設運転停止期間中は除く

(15) 公害防止基準を順守できない場合の対応

第1章6(2)及び(6)並びに(7)に示す公害防止基準等を遵守できない場合は、次に示す手順で復旧すること。

1) 排ガス基準における運転管理基準値を遵守できない場合

- ① 再度計測し、運転管理基準値を満足しているか確認する。
- ② 基準値を満足できない原因を調査し、恵庭市に報告の上、対策を施す。
- ③ 継続して計測を行いながら復旧する。

2) 排ガス基準における停止基準値を遵守できない場合

- ① 対象となる設備等を即時停止する。
- ② 基準値を満足できない原因を調査する。
- ③ 復旧期間のごみ処理を含む復旧計画書を作成し、恵庭市の承諾を得る。
- ④ 設備等の改善作業を行う。
- ⑤ 改善作業の終了を恵庭市に報告し、恵庭市による検査を受ける。
- ⑥ 試運転を行い、その結果を恵庭市に報告する。
- ⑦ 継続して計測を行いながら復旧させる。

3) 飛灰固化物の溶出基準及び焼却灰・飛灰固化物のダイオキシン類含有量を遵守できない場合

- ① 対象となる設備等を即時停止する。
- ② 基準値を満足できない原因を調査する。
- ③ 復旧期間のごみ処理を含む復旧計画書を作成し、恵庭市の承諾を得る。
- ④ 設備等の改善作業を行う。
- ⑤ 改善作業の終了を恵庭市に報告し、恵庭市による検査を受ける。
- ⑥ 試運転を行い、その結果を恵庭市に報告する。
- ⑦ 継続して計測を行いながら復旧させる。

第4章 維持管理業務

1. 一般事項

(1) 基本性能の確保・維持

- ① 事業者は、関係法令や公害防止基準等を遵守し、搬入されるごみの適切な処理が行えるよう本施設の基本性能を確保・維持するために必要な維持管理業務を行うこと。
- ② 事業者は、本施設の基本性能を運営期間中維持すること。

(2) 機器台帳の作成・管理

- ① 事業者は、現行の機器台帳に基づき機器台帳を作成し、管理すること。
- ② 事業者は、補修及び更新の内容に基づき、機器台帳を改訂すること。

(3) 精密機能検査

- ① 事業者は、自らの費用負担により、3年に1回以上の頻度で第三者機関による精密機能検査を実施すること。
- ② 事業者は、精密機能検査の終了後、精密機能検査報告書を作成し、恵庭市に提出すること。
- ③ 事業者は、精密機能検査の履歴を運営期間中適切に管理すること。
- ④ 事業者は、精密機能検査の結果を踏まえ、点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

2. 備品・工具等

(1) 備品・什器・物品・用役の調達

- ① 事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の年間調達計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ② 事業者は、年間調達計画書を変更する場合には、恵庭市と協議の上、計画書を変更すること。
- ③ 事業者は、年間調達計画書に基づき、備品・什器・物品・用役の調達を行うこと。

(2) 備品・什器・物品・用役の管理

- ① 事業者は、年間調達計画書に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- ② 事業者は、恵庭市が建設時等に調達した備品・什器・物品・用役を無償で使用することができる。詳細は、恵庭市と事業者の協議により決定する。

(3) 工具・測定機器の調達・管理

- ① 事業者は、恵庭市が所有する工具・測定機器（別紙7参照）を無償で使用することができる。詳細は、恵庭市と事業者の協議により決定する。
- ② 本施設の運転に必要な工具・測定機器等について、新たに調達または更新の必要がある場合は、事業者が調達または更新すること。
- ③ 事業者は、本施設の運転に必要な工具・測定機器等は、常時使用できるように適切に管理すること。

3. 点検・検査・補修・更新等

(1) 点検・検査計画

- ① 事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ② 事業者は、点検・検査計画書を変更する場合には、恵庭市と協議の上、計画書を変更すること。

＜法定点検項目(参考)＞

項目	法令・通知等	頻度
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律／維持管理 同法施行規則／精密機能検査	1回以上/3年
計量機	計量法／定期検査	1回以上/2年
クレーン	労働安全衛生法／検査証の有効期間等 クレーン等安全規則／定期自主検査 定期自主検査	1回以上/1年 1回以上/1月
発電用ボイラ	電気事業法／定期検査 同法施行規則／ボイラ	保安規定 1回以上/2年
第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則／定期自主検査	1回以上/1年
小型ボイラ及び小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則／定期自主検査	1回以上/1年
受配電設備	電気事業法／電気設備技術基準	保安規定
消防用設備	消防法／機能点検 同法施行規則／総合点検	1回以上/6か月 1回以上/1年
危険物の貯蔵所	消防法／定期点検	1回以上/3年
エレベータ	建築基準法／性能検査	1回以上/1年
貯水槽	水道法/清掃	1回以上/1年
エアコンディショナー	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律/定期点検	7.5kw～50kw 未満 1回以上/3年
その他必要な項目	関係法令	関係法令の規程による

(2) 点検・検査の実施

- ① 事業者は、点検・検査計画書に基づいて点検・検査を実施すること。
- ② 事業者は、日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。
- ③ 事業者は、点検・検査に係る記録を運営期間中適切に管理すること。

(3) 補修計画の作成

- ① 事業者は、運営期間内の補修計画書を作成し、恵庭市の承諾を得ること。
- ② 事業者は、点検・検査結果に基づき補修計画書を毎年度更新し、恵庭市に報告すること。
- ③ 事業者は、点検・検査結果に基づき、毎年度、年間補修計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ④ 事業者は、点検・検査結果及び年間補修計画書に基づき月間補修計画書を作成し、恵庭市に報告すること。

＜補修の範囲(参考)＞

区分		概要	作業内容(例)
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査または部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう)。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正または取替→組付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全およびパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事故保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、または性能が著しく劣化した時に早急に復元する。異常の初期段階に不具合箇所を早急に処理する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全 (事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理, 調整

※表中の業務は、プラント設備及び土木建築設備のいずれにも該当する。

(4) 補修の実施

- ① 事業者は、月間補修計画書に基づき補修を行うこと。
- ② 事業者は、点検・検査の結果、直ちに補修が必要と判断した場合は、恵庭市と協議の上、補修を行うこと。
- ③ 事業者は、各機器の補修に係る記録を運営期間中適切に管理すること。

(5) 更新計画の作成

- ① 事業者は、運営期間内における本施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数等を考慮した運営期間内の更新計画書を作成し、恵庭市の承諾を得ること。
- ② 事業者は、点検・検査結果等に基づき更新計画書を更新し、恵庭市に報告すること。

(6) 更新工事の実施

- ① 事業者は、更新計画書に基づき、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正または不可抗力によるものは、事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- ② 事業者は、更新工事に際しては、更新工事施工計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ③ 事業者は、機器の更新に係る記録を運営期間中適切に管理すること。

(7) 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は改良保全に関する計画書を提案し、恵庭市と協議すること。

なお、改良保全とは、著しい技術または運転維持管理手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、本事業において当該新技術等を導入することにより、短期的もしくは長期的に作業量の軽減や省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤やその他消耗品の使用量の削減等が図られ、経費の削減等が見込めるような改良をいう。

1. 環境保全

- ① 事業者は、関係法令や公害防止基準等を遵守した環境保全基準を定めること。
- ② 事業者は、環境保全基準を遵守すること。
- ③ 事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、恵庭市と協議すること。
- ④ 事業者は、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ⑤ 事業者は、環境保全計画書に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認し、恵庭市に報告すること。

2. 作業環境管理

- ① 事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法及び労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- ② 事業者は、作業環境管理基準を遵守すること。
- ③ 事業者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、恵庭市と協議すること。
- ④ 事業者は、作業環境の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ⑤ 事業者は、作業環境管理計画書に基づき作業環境状況を確認し、恵庭市に報告すること。
- ⑥ 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- ⑦ 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順等を定めた安全作業マニュアルを作成し、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。また、安全作業マニュアルは、作業状況等に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

第6章 防災管理業務

1. 一般事項

(1) 緊急対応マニュアルの作成

- ① 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、恵庭市に報告すること。
- ② 事業者は、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- ③ 事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。

(2) 事故報告書の作成

- ① 事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を恵庭市に報告すること。
- ② 事業者は、報告後、速やかに対応策等を示した事故報告書を作成し、恵庭市に提出すること。

2. 防災管理

(1) 防災組織の整備

事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業従事者の怪我等が発生した場合に備えて、防災組織を設立するとともに、防災組織及び警察、消防、恵庭市等への連絡体制を恵庭市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

(2) 防災訓練の実施

緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行い、その結果を記載した報告書を作成し、恵庭市に提出すること。また、防災訓練等の開催にあたっては、事前に防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

(3) 二次災害の防止

事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第7章 情報管理業務

1. 各種報告

- ① 事業者は、ごみ搬入量、ごみ処理量、焼却残渣等の搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理報告書を作成し、恵庭市に提出すること。
- ② 事業者は、点検・検査結果を記載した点検・検査報告書を作成し、恵庭市に提出すること。
- ③ 事業者は、補修結果を記載した補修報告書を作成し、恵庭市に提出すること。
- ④ 事業者は、更新結果を記載した更新報告書を作成し、恵庭市に提出すること。
- ⑤ 事業者は、環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、恵庭市に提出すること。
- ⑥ 事業者は、作業環境状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、恵庭市に提出すること。
- ⑦ 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、恵庭市と協議の上決定すること。
- ⑧ 運転記録関連データは、法令等で定める年数または恵庭市との協議による年数保管すること。

2. 施設情報管理

- ① 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を業務期間中適切に管理すること。
- ② 事業者は、補修、更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- ③ 事業者は、本施設の運転維持管理に必要な帳票類を整備し、管理運用すること。
- ④ 事業者は、本施設の運転維持管理に必要な管理記録項目、または事業者が自主的に管理記録する項目について、管理記録報告書としてとりまとめること。
- ⑤ 事業者は、恵庭市が要求した場合は、帳票類、管理記録報告書を提出すること。
- ⑥ 事業者は、ホームページを作成し、本施設の運転管理状況等について情報発信すること。情報発信項目は、排ガス中の有害物質濃度や風速、風向などの気象情報等とし、10分以内でデータが更新される仕様とすること。詳細は、恵庭市と協議の上決定すること。

第8章 その他関連業務

(1) 清掃

事業者は、見学者等第三者の立入りを考慮して、常に清潔な環境を維持すること。

(2) 植栽管理

- ① 事業者は、敷地内の植栽管理を行うこと。
- ② 事業者は、植栽の管理方法や頻度等を定めた植栽管理計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ③ 事業者は、植栽管理計画書に基づき管理を行うこと。

(3) 除雪

- ① 事業者は、敷地内の除雪を行うこと。
- ② 事業者は、除雪方法等を定めた除雪計画書を作成し、恵庭市に報告すること。
- ③ 事業者は、除雪計画書に基づき管理を行うこと。

(4) 見学者対応

- ① 事業者は、市が受付した見学希望者に対し、施設の案内、説明等を行うこと。
- ② 行政視察対応は恵庭市にて行うが、恵庭市からの要請があった場合には協力すること。

(5) 住民対応等

- ① 事業者は、常に適切な運転維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。
- ② 事業者は、住民等からの意見等を受け付けた場合には、速やかに恵庭市に報告すること。
- ③ 事業者は、恵庭市の要請があった場合、施設周辺地域の町内会及び関係団体、市が組織する焼却施設等周辺地域連絡会議の会議等に総括・副総括責任者が参加すること。
- ④ 住民等への対応は、原則として恵庭市が行うが、恵庭市からの要請があった場合には協力すること。

(6) 地域振興

事業者は、恵庭市内からの雇用、企業への発注等により、恵庭市内の企業や被雇用者の育成、雇用拡大等の地域経済に貢献すること。

(7) セルフモニタリング

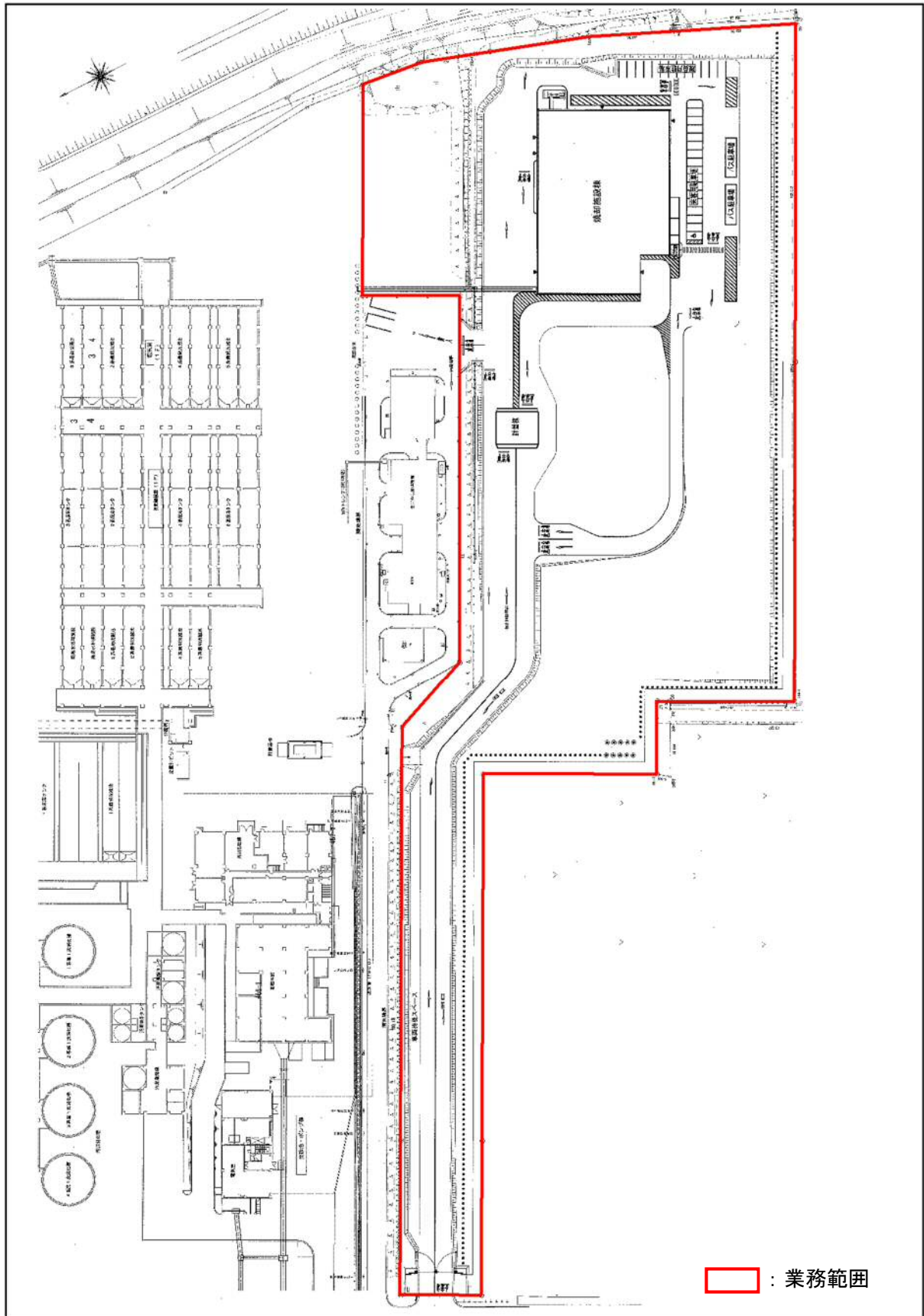
事業者は、本事業が要求水準書及び事業契約書等に定める要件を満たしていることを確認するため、セルフモニタリングを行うこと。

(8) その他

- ① 事業者は、電気事業法による安全管理審査を受審すること。
- ② 事業者は、AEDを施設内に1基以上設置すること。

【別紙 1】

業務範囲図



【別紙2】

特定調達品リスト

設備名	機器名	数量	特定部品	部品納期	工事推奨
受入れ・供給設備	投入扉	2基	△	6ヶ月	○
	ダンピングボックス	1基	△	6ヶ月	○
燃焼設備	ごみ投入ホッパ・シュート	2基	△	6ヶ月	○
	給じん装置	2基	○	12ヶ月	○
	燃焼装置・後燃焼装置	2基	○	12ヶ月	○
	焼却炉本体（炉体鉄骨含む）	2基	△	6ヶ月	○
	落じんホッパシュート	2基	△	6ヶ月	○
燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体	2基	○	12ヶ月	○
	ボイラ耐火工事	2基	△	6ヶ月	○
	連続ブロー装置（ブロータンク）	1基	△	6ヶ月	○
	連続ブロー装置（ブロー水冷却装置）	1基	△	6ヶ月	○
	高圧蒸気だめ	1基	△	6ヶ月	○
	低圧蒸気だめ	1基	△	6ヶ月	○
	復水タンク	1基	△	12ヶ月	○
排ガス処理設備	減温塔（噴射ノズル含）	2基	○	6ヶ月	○
	減温塔ロータリースクレーパー	2基	△	5ヶ月	○
計装制御設備	中央監視制御装置	1式	○	12ヶ月	○

注) 上記、表中の説明は以下のとおりです。

特定部品欄	○	本施設の性能を維持するためには乙からの調達が不可欠である部品。
	△	乙において製作図等を保有しており、乙以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品。
部品納期欄		発注から納品まで部品手配に要する標準的な期間を示します。なお、上記の納期を保証するものではありません。
工事推奨欄	○	設備の性能維持のため、乙による点検・修理・整備を推奨するものです。

※乙は、恵庭市焼却施設の設計・施工を請け負った企業

【別紙3】

令和2年度

ごみ質分析結果一覧表

No. 00T00592 (添付1)
2021年2月17日

試料名：ごみ質

項 目		分 析 結 果			
採取年月日		2020年6月12日	2020年8月26日	2020年11月9日	2021年2月4日
種類組成 dry %	紙・布類	51.61	47.10	53.10	62.33
	合成樹脂 ・ゴム類	36.60	28.92	20.91	26.03
	木・竹 ・わら類	5.37	20.94	21.97	0.97
	厨芥類	5.31	1.76	0.47	2.11
	不燃物類	0.64	0.00	2.05	0.22
	その他	0.47	1.28	1.50	8.34
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
三成分 wet %	水分	39.65	40.32	38.52	28.66
	灰分	6.26	6.12	6.30	5.37
	可燃分	54.09	53.56	55.18	65.97
単位容積重量 kg/m ³		173	149	144	126
発熱量 wet %	高位発熱量 (実測値)	14,030	13,210	13,220	17,200
	低位発熱量 (実測値)	3,350	3,160	3,160	4,110
	低位発熱量 (実測値)	11,970	11,320	11,280	15,290
	低位発熱量 (推算値)	2,860	2,700	2,690	3,650
元素分析 wet %	低位発熱量 (推算値)	9,190	9,080	9,430	11,710
	炭素(C)	2,200	2,170	2,250	2,800
	水素(H)	30.90	27.43	30.01	38.22
	窒素(N)	4.69	3.86	4.32	5.28
	酸素(O)	0.35	0.30	0.26	0.70
	塩素(Cl)	17.88	20.37	20.12	21.53
	硫黄(S)	0.24	1.54	0.43	0.10
	燃焼性塩素	0.03	0.06	0.04	0.14
	燃焼性硫黄	—	—	—	—
【備考】	【特記事項】	【特記事項】 不燃物類は含まれて いませんでした。	【特記事項】	【特記事項】	
※発熱量単位 上段:kJ/kg 下段:kcal/kg					

※高位発熱量 (実測値)、低位発熱量 (実測値) : JIS M8814 準用

※低位発熱量 (推算値) : 昭和52年11月4日、環整第95号別紙2-I

令和3年度

ごみ質分析結果一覧表

No. 00T10684 (添付1)
2022年2月25日

試料名：ごみ質

項 目		分 析 結 果			
採取年月日		2021年5月17日	2021年8月12日	2021年11月4日	2022年2月14日
種類組成 dry %	紙・布類	61.29	40.33	69.94	51.38
	合成樹脂 ・ゴム類	19.74	31.74	24.19	42.02
	木・竹 ・わら類	2.24	21.92	3.37	3.23
	厨芥類	13.29	4.03	0.53	0.98
	不燃物類	1.45	0.04	0.23	1.98
	その他	1.99	1.94	1.74	0.41
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
三成分 wet %	水分	28.63	47.84	37.38	25.10
	灰分	10.23	4.54	8.31	10.13
	可燃分	61.14	47.62	54.31	64.77
単位容積重量 kg/m ³		129	189	161	132
発熱量 wet ※	高位発熱量 (実測値)	14,450	11,920	13,470	15,380
		3,450	2,850	3,220	3,670
	低位発熱量 (実測値)	12,650	9,860	11,560	13,730
		3,020	2,360	2,760	3,280
	低位発熱量 (推算値)	10,800	7,770	9,290	11,570
	2,580	1,860	2,220	2,760	
元素分析 wet %	炭素(C)	32.90	26.95	30.13	35.12
	水素(H)	4.77	3.79	4.31	4.50
	窒素(N)	0.72	0.38	0.26	0.26
	酸素(O)	21.33	16.34	19.45	18.99
	塩素(Cl)	1.35	0.10	0.14	5.87
	硫黄(S)	0.07	0.06	0.02	0.03
	燃焼性塩素	—	—	—	—
	燃焼性硫黄	—	—	—	—
【備考】	【特記事項】	【特記事項】	【特記事項】	【特記事項】	
※発熱量単位 上段:kJ/kg 下段:kcal/kg					

令和4年度

ごみ質分析結果一覧表

No. 00T220646 (添付1)
2023年2月20日

試料名：ごみ質

項 目		分 析 結 果			
採取年月日		2022年5月11日	2022年8月9日	2022年11月9日	2023年2月1日
種類組成 dry %	紙・布類	54.13	55.06	45.59	65.05
	合成樹脂 ・ゴム類	17.65	23.76	22.94	26.45
	木・竹 ・わら類	18.84	15.84	27.01	0.69
	厨芥類	2.97	3.44	3.37	4.60
	不燃物類	1.03	0.00	0.00	2.05
	その他	5.38	1.90	1.09	1.16
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
三成分 wet %	水分	37.24	38.36	47.30	34.83
	灰分	8.84	6.29	5.72	8.15
	可燃分	53.92	55.35	46.98	57.02
単位容積重量 kg/m ³		142	135	134	142
発熱量 wet %	高位発熱量 (実測値)	12,660	13,120	10,630	13,780
		3,020	3,130	2,540	3,290
	低位発熱量 (実測値)	10,730	11,160	8,670	11,950
		2,560	2,670	2,070	2,850
低位発熱量 (推算値)	9,220	9,460	7,660	9,870	
	2,200	2,260	1,830	2,360	
元素分析 wet %	炭素(C)	29.93	29.53	25.81	31.81
	水素(H)	4.40	4.41	3.40	4.21
	窒素(N)	0.34	0.27	0.35	0.13
	酸素(O)	19.12	20.87	17.23	20.65
	塩素(Cl)	0.09	0.23	0.14	0.19
	硫黄(S)	0.04	0.04	0.05	0.03
	燃焼性塩素	—	—	—	—
	燃焼性硫黄	—	—	—	—
【備考】	【特記事項】	【特記事項】	【特記事項】	【特記事項】	
※発熱量単位 上段:kJ/kg 下段:kcal/kg					

【別紙4】

計量棟における受入管理

1. 来場車両種別

- (1) 家庭系可燃ごみ市収集車両
※恵庭市より収集運搬委託を受けた事業者
- (2) 家庭系可燃性粗大ごみ市収集車両
※恵庭市より収集運搬委託を受けた事業者
- (3) 事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬許可業者車両
※恵庭市が発行する「一般廃棄物処理業許可証」を持っている事業者
- (4) 事業系一般廃棄物（可燃）直接搬入車両
※恵庭市と契約（産業廃棄物及び一般廃棄物処分委託契約）した事業者
- (5) 産業廃棄物（可燃）収集運搬許可業者車両
※北海道が発行する「産業廃棄物収集運搬業許可証」を持っている事業者
- (6) 産業廃棄物（可燃）直接搬入車両
※恵庭市と契約（産業廃棄物及び一般廃棄物処分委託契約）した事業者
- (7) 家庭系生ごみ市収集車両
※恵庭市より収集運搬委託を受けた事業者
- (8) 事業系一般廃棄物（生ごみ）収集運搬許可業者車両
※恵庭市が発行する「一般廃棄物処理業許可証」を持っている事業者
- (9) 事業系一般廃棄物（生ごみ）直接搬入車両
※恵庭市と契約（産業廃棄物及び一般廃棄物処分委託契約）した事業者
- (10) 下水乾燥汚泥搬入車両
※下水終末処理場運転管理受託者
- (11) 下水し渣搬入車両
※下水終末処理場運転管理受託者
- (12) し尿し渣搬入車両
※下水終末処理場運転管理受託者
- (13) 生ごみ残渣搬入車両
※下水終末処理場運転管理受託者
- (14) 資源物残渣搬入車両
※リサイクルセンター運転管理受託者
- (15) ボランティア清掃ごみ市収集車両
※恵庭市より収集運搬委託を受けた事業者
- (16) ボランティア清掃ごみ直接搬入車両
※公共施設等の管理者（指定管理者を含む。）
- (17) 減免承認済一般廃棄物（可燃）収集運搬許可業者車両
※恵庭市が発行する減免承認書を持つ一般廃棄物収集運搬許可業者

(18) 減免承認済一般廃棄物（可燃）直接搬入車両

※恵庭市が発行する減免承認書を持つ罹災者本人

(19) 見学者・来客者車両

(20) 運転員・保守員車両

(21) 焼却残渣搬出車両

(22) 薬剤搬入車両

注) 搬入するごみの変更等により、来場車両種別は変更となる場合がある。変更となった場合は、恵庭市の指示を仰ぐこと。

2. 計量棟における搬入管理

搬入管理対象車両は(1)～(18)とし、計量機において計量を行う。収納事務の項目で示す手数料を徴収するのは(1)～(16)とする。

3. 計量棟における計量事務

本施設内の計量棟には計量機が2基設置されており、搬入されるごみ種別によって、使い分けをしている。

北側計量機では、受付、1回目計量、誘導、連絡、2回目計量、収納事務等を行う。

南側計量機では、2回目計量及び収納事務等を行う。詳細は、運営準備期間に説明・指導する。

3-1 受付

①搬入者の車両のナンバーを視認し、「車番コード」、「予備コード」を備付コンソールへ入力する。

②搬入者へごみ種別、排出者名称を聞き取り、「ごみ種別コード」、「排出者コード」を備付コンソールへ入力する。

③降ろし分け（複数回計量）の有無を確認する。

3-2 1回目計量

重量指示計又は計量システムが総重量を示したときに計量重量値を内部一時記憶させる。

3-3 誘導

搬入者を各施設へ誘導する。

※(7)～(9)は生ごみ・し尿処理場へ誘導、それ以外はプラットホームへ誘導する。

3-4 連絡

プラットホーム又は生ごみ・し尿処理場の作業員へ無線等で搬入車両情報及びごみ種別等を伝える。

3-5 2回目計量

①搬入者の車両のナンバーを視認し、「車番コード」、「予備コード」を備付コンソールへ入力し、内部一時記憶させたデータを呼び出す。

②重量指示計又は計量システムが風袋重量を示したときに計量重量値より正味量を算出する操作を行い、正味量を確定させる。

3-6 収納事務

計量重量値より正味量を算出する操作を行い、計量伝票を発行し、手数料の徴収を行う。手数料の徴収方法については、別紙5に準じること。

3-7 個別対応

①恵庭市と契約締結のない事業者及び車両であった場合においては受付を行わず、事前手続きを説明し、退場を誘導する。

②見学者等が誤って受付に来た場合においては受付を行わず、見学者動線及び駐車場を案内する。

③(15)、(16)の車両が来場する場合、受付(手順②)においてごみの発生場所を聞き取ること
で排出者(ボランティアを所管する部署)が判明するため、受付(手順①)で入力したコード
を受付(手順②)に対応したコードに修正すること。

※対象車両及び「ごみ種別コード」の詳細については恵庭市より指示する。

④(5)、(6)の車両が来場する場合は産業廃棄物のマニフェストの提出があるため、事前登録データを
確認し、適正な車両であることを確認すること。また、C-2票を収集運搬許可業者へ支
払い時に返送、C-1票を保管、D票・E票は日付印を押印、ラベルシール作成、封筒へ封入し
た後、翌週第1営業日にマニフェスト発送簿と併せて廃棄物管理課へ提出すること。なお、
D票・E票は合わせて廃棄物管理課より排出者へ返送することをもって処理完了とし、事業者
が排出者となる2次マニフェストの発行は不要とする。

⑤(7)～(9)の車両については16時以降の受付は行わず、退場を指示すること。

⑥その他、搬入管理について疑義が生じた場合は恵庭市へ確認を取ること。

【別紙5】

恵庭市ごみ処分手数料収納事務に係る事務取扱要領 (恵庭市焼却施設)

この事務取扱要領は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の3及び第15条の3の規定に基づき、家庭廃棄物処理手数料及び事業系一般廃棄物処分手数料並びに産業廃棄物処分手数料の収納の委託について定めるものであり、事業者は、ごみ処分手数料の収納事務を下記のとおり執り進めるものとする。

1. 手数料の徴収・収納について

(1) 徴収する手数料の内容は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)に定めるとおりである。

(2) 手数料の徴収は計量棟内トラックスケールにおいて正味重量が確定した都度、納入通知書兼領収書(様式1号)により現金を徴収する。ただし、恵庭市が事前に認めたものについては口座振替等による徴収を行い、事業者による現金徴収は行わないものとする。

現金徴収の場合、恵庭市が用意する受領印を計量伝票他2(様式1号)すべてに押印し、搬入者へ「納入通知書兼領収書」を渡し、「計量票」及び「計量票原符」を保管すること。

口座振替の場合、計量伝票(様式1号)に受領印は押印せず、搬入者へ「納入通知書兼領収書」を渡し、「計量票」及び「計量票原符」を保管すること。

(3) 次に掲げるものは手数料の徴収を行わない。

イ. 恵庭市が別に発注する家庭ごみ収集運搬業務により収集され、有料指定ごみ袋に収められたもの又はごみ処理券が貼られたもの。

ロ. 条例第16条の規定により、手数料免除の承認を受けたもの。

ハ. その他恵庭市が手数料の徴収は不要と認めたもの。

(4) 収納金の納入は現金領収証書(様式2号)を使用し、原則として現金領収の翌日までに現金引継簿(様式3号)に納入済通知書を添えて指定金融機関等に払い込むこと。また、別途指示する日計票及び金融機関が押印済みの現金引継簿(様式3号)を廃棄物管理課へ提出し、確認を受けること。提出時期は収納金の納入後とする。

ただし、会計管理者がやむを得ないと認めるときは、払込期限を延期することができる。

(5) 使用した現金領収証書(様式2号)の現金領収原符は、現金とともに金庫等に保管すること。

(6) あらかじめつり銭を準備しておくこと。

(7) 領収証書に記入する科目番号は、別途指示する。

2. 収納事務の報告について

各月分の収納状況報告は、ごみ処分手数料収納事務受託報告書(様式4号)に、関係月分の現金引継簿(様式3号)、別途指示するごみ処分手数料月計表並びにごみ処分手数料一括納付内訳表に業者毎の件数及び金額を入力したものを添えて翌月の5日までに廃棄物管理課に提出すること。ただし、4月分と12月分の報告については恵庭市と協議すること。

3. 現金領収証書等の交付等について

(1) 支給を受けた納入通知書及び現金領収証書は整理番号順に使用し、書き損じた場合は、その番号分を綴じて保管しておくこと。

(2) 使用済みになった現金領収証書は、必要事項を記入し、すみやかに返還すること。

4. 損失補償

受託者の責に帰する理由により、収納したごみ処分手数料を万が一紛失した場合は受託者の負担とする。

5. 収納事務の検査

法令・条例及び規則の定めるところにより、会計管理者が必要と認めるときは、手数料収納事務受託者の収納事務執行状況を検査することができる。

6. その他

ごみ処分手数料の収納事務に係る事項で疑義が生じた場合は、恵庭市と協議するものとする。

(別表)

家庭廃棄物 処理手数料 (可燃)	事業系一般廃棄物 処分手数料 (生ごみ)	事業系一般廃棄物 処分手数料 (可燃)	産業廃棄物 処分手数料 (可燃)
128 円/10kg	93 円/10 kg	217 円/10 kg	400 円/10 kg (消費税込み)

※令和 4 年度末現在の手数料

上紙

計量票No. _____					
署 名					
		時 刻			
車 番		台 数			
			様		
品 種					
総 重	kg	空 重	kg		
正 味	kg				
単 価	円/10kg	料 金	円		
循環税	円	うち消費税 (10%)	円		
計	円				
上記の金額を請求します。					
北海道恵庭市長		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">北 海 道 恵 庭 市 長 之 印</td> </tr> </table>		北 海 道 恵 庭 市 長 之 印	
北 海 道 恵 庭 市 長 之 印					
原 田 裕					
登録番号 T4000020012319					
上記の金額を領収しました。					
		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>		領収日付印	
領収日付印					
恵庭市ごみ処分手数料					
取扱者		※所定の領収日付 印が無いと無効 です			

中紙

計量票原符No.

署 名

		時 刻	
車 番		台 数	
			様
品 種			
総 重	kg	空 重	kg
正 味	kg		
単 価	円/10kg	料 金	円
循環税	円	うち消費税 (10%)	円
計	円		

上記の金額を請求します。

北海道恵庭市長

原 田 裕

登録番号 T4000020012319

北 海 道
恵 庭 市
長 之 印

上記の金額を領収しました。

領収日付印

恵庭市ごみ処分手数料

取扱者

※所定の領収日付
印が無いと無効
です

下紙

納入通知書兼

領収書No.

署 名

		時 刻	
車 番		台 数	
			様
品 種			
総 重	kg	空 重	kg
正 味	kg		
単 価	円/10kg	料 金	円
循環税	円	うち消費税 (10%)	円
計	円		

上記の金額を請求します。

北海道恵庭市長

原 田 裕

北 海 道
恵 庭 市
長 之 印

登録番号 T4000020012319

上記の金額を領収しました。

領収日付印

恵庭市ごみ処分手数料

取扱者

※所定の領収日付
印が無いと無効
です

年度 現金領収原符

NO.

左記の金額領収しました。

年 月 日

様									
会計区分				一般・産廃・歳入支出外					
款		項		目		節		細節	
科 目				件 数		金 額			
				合計					

恵庭市ごみ処分手数料
収納事務受託者

取扱者

㊞

年度 納入済通知書控

NO.

左記のとおり領収したので通知
します。

年 月 日

様									
会計区分				一般・産廃・歳入支出外					
款		項		目		節		細節	
科 目				件 数		金 額			
				(金融機関控)	合計				

恵庭市指定金融機関 様

恵庭市ごみ処分手数料
収納事務受託者

取扱者

㊞

年度 納入済通知書

NO.

左記のとおり領収したので通知
します。

年 月 日

恵庭市会計管理者 様

恵庭市ごみ処分手数料
収納事務受託者

様									
会計区分				一般・産廃・歳入支出外					
款		項		目		節		細節	
科 目				件 数		金 額			
(会計管理者保管)				合計					

取扱者 ⑩
※取扱者印のないものは無効
です。

現金引継簿

決 課 長	主 査	裁 係	年 月 日	領 收 書 使 用 番 号	收 納 事 務 受 託 者 取 扱 員 氏 名	印	納 入 者		納 入 額	領 収 印	摘 要
							氏 名	件 数			

部長	次長	課長	主査	スタッフ

恵庭市ごみ処分手数料収納事務受託報告(年 月分)

恵庭市長様

報告年月日: 年 月 日
 収納事務受託者: ㊟

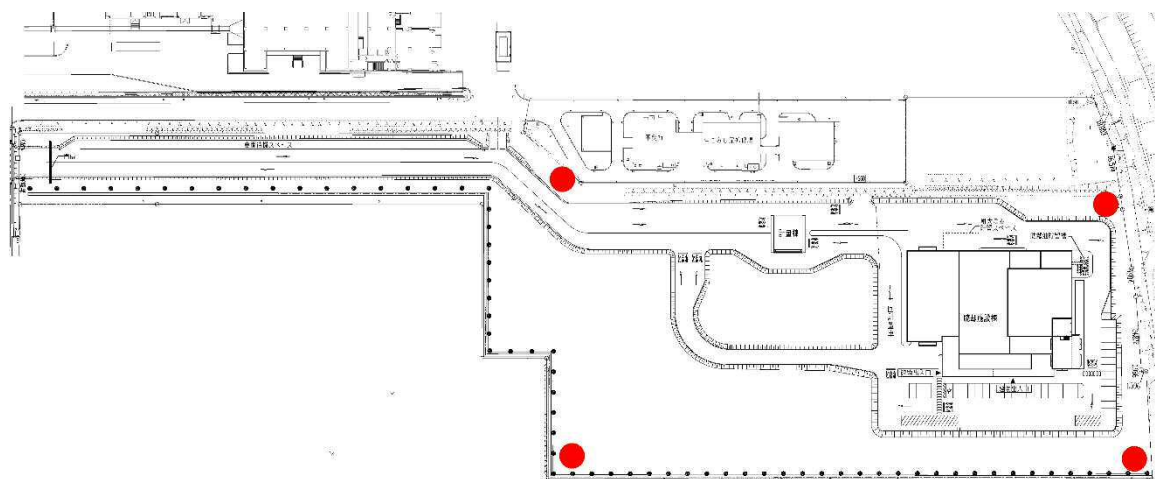
区分	件数	数量	金額	備考
家庭廃棄物処分手数料(可燃)		t	円	
事業系一般廃棄物処分手数料(生ごみ)		t	円	
事業系一般廃棄物処分手数料(可燃)		t	円	
産業廃棄物処分手数料(可燃)		t	円	
合計		t	円	

【別紙6】

環境測定項目・頻度

項目		頻度	基準値	測定方法	備考
（ミ） み 質	種類組成	年4回以上	第1章5.(2)参照	昭和52年11月4日環 整第95号	ごみピット内のごみ
	三成分				
	低位発熱量				
	単位容積重量 元素組成				
熱しゃく減量		月1回以上	第1章6.(1)参照	昭和52年11月4日環 整第95号	焼却灰
排 ガ ス	ばいじん	年2回以上	第1章6.(2)参照	JIS Z8808	バグフィルター通過後 の排ガス
	硫黄酸化物			JIS K0103	
	塩化水素			JIS K0107	
	窒素酸化物			JIS K0104	
	ダイオキシン類			JIS K0311	
	一酸化炭素			JIS K0098	
	水銀			令和4年9月22日環境 省告示第75号	
騒音		月1回以上	第1章6.(3)参照	騒音規制法による	敷地境界
振動		月1回以上	第1章6.(4)参照	振動規制法による	敷地境界
悪臭		日3回以上	第1章6.(5)参照	悪臭防止法による	臭気の有無を確認
飛灰固形物の溶出基準		年2回以上	第1章6.(6)参照	昭和48年2月17日環 境庁告示第13号	
ダイオキシン類含有量		年2回以上	第1章6.(7)参照	平成12年1月14日厚 生省令第1号	焼却灰、飛灰固形物
作業環境中のダイオキ シン類濃度		年2回以上	2.5pg/m ³ 以下	廃棄物焼却施設内作業 におけるダイオキシン 類ばく露防止対策要綱	ダイオキシン類、粉じ ん量

<騒音・振動・悪臭調査位置図>



●：業務範囲

【別紙7】

備品・工具等リスト

	品名	単位	数量	規格及び寸法
1	会議用机	台	18	コクヨKT-S1200PAWN
2	スタッキングチェア	脚	50	コクヨCK-M890VR64N
3	遮光カーテン	枚	4	1.5倍ヒダ 黒 2枚で1セット
4	遮光ロールスクリーン	枚	1	トープブラウン
5	書棚	台	5	ライオンNN360NN アイボリー
6	傘立て	台	1	傘立てAVS-45
7	シューズボックス	台	1	ライオンSB-64A
8	スリッパ	足	60	
9	ホワイトボード	台	1	ライオンNR31NB
10	書棚	台	2	コクヨS-K360F1N
11	脚立	個	1	MA-300F(アルインコ)
12	ソケットレンチセット	個	1	ラチェットハンドル付き(大・小)
13	メガネレンチセット (6mm~50mm)	個	1	6×7、8×9、10×12、11×13、 14×15、16×18、17×19、22×24、 27×30、36×41、46×50
14	モンキーレンチ	個	各1	375mm,250mm,150mm
15	インパクトレンチセット(電気式)	個	1	差込角12.7mm
16	インパクト用ソケットセット	個	1	差込角12.7mm
17	六角棒レンチセット(各種)	セット	1	1.5、2、2.5、3、4、5、6、8、10
18	コンビネーションプライヤ	個	各1	250mm、200mm、150mm
19	スパナセット(6mm~50mm)	セット	1	6×7、8×9、10×12、11×13、 14×15、16×18、17×19、22×24、 27×30、36×41、46×50
20	ショックスパナ(32mm~50mm各種)	個	各1	引掛スパナ(30~38、38~45、45~52)
21	ベアリングプーラーセット	個	1	8、10、12、15、17、20、25、30
22	両口大ハンマ	個	1	4ポンド
23	小ハンマ	個	各1	3/4ポンド、1ポンド、1/2ポンド
24	プラスチックハンマ	個	1	1ポンド
25	点検ハンマ	個	1	1/4ポンド
26	ボール(大・小)	個	各1	760mm、455mm
27	ペンチ(大・小)	個	各1	210mm、160mm
28	ヤスリ	個	各1	3本組(平・半丸・丸)
29	ドライバーセット(各種)	個	1	普通：+ NO1・2・3 普通：- 5.5・6・8 短-普通：+ No.2×2ヶ 短い-普通：- 6×2ヶ 貫通：+ No1・2・3 貫通：- 5.5、6・8

	品名	単位	数量	規格及び寸法
30	平タガネ	個	1	幅22mm×200mm
31	ボンチ(大・中・小)	個	各1	110mm、100mm、77mm
32	チェーンブロック	個	1	チェーンブロック(単体)(定格0.5t)揚程5m
33	金床	個	1	3kg
34	クランプセット(大・中・小)	個	各1	300mm、200mm、100mm
35	テーパゲージ(各種)セット	個	1	測定範囲：1～29mm
36	防水型海中時計	個	2	乾電池式、LED
37	コードリール	個	1	4口、コード長さ30m、ブレーカ付き 100V
38	作業灯	個	2	延長コード20m付、20W、LED
39	油差し	個	2	容量180ml
40	高速カッタ	個	1	切断能力(90°)丸材φ120mm
41	電動ドリルセット	個	1	鉄工用：大φ13(無段変速タイプ)
42	電動ドリルセット	個	1	鉄工用：小φ6.5
43	電気振動ドリルセット	個	1	振動φ13
44	電気サンダーセット	個	1	砥石外形φ180
45	電気サンダーセット	個	1	砥石外形φ100(無段変速タイプ)
46	可搬型換気装置(ダクト10m×2本付)	個	1	AC100V(単相)
47	可搬型換気装置(ダクト10m×2本付)	個	4	ダクト5m
48	可搬式水中ポンプ (100V清水用、汚水用、20mホース付)	個	各1	水中ポンプ 0.1m ³ /min×8.2m AC100V(単相) サニーホース 20m付
49	機材運搬用手車	個	1	均等荷重：150kg
50	脚立	個	1	はしご兼用脚立 天板高さ：約2m
51	軽量梯子	個	1	全長：約2.5m
52	軽量伸縮梯子	個	1	全長：約5m
53	工作台	個	1	1800×900×H740
54	ポータブル真空掃除機	機	6	乾湿両用可搬式掃除機
55	ノギス	個	各1	測定範囲：150mm・400mm
56	巻尺	個	1	50m
57	直尺(ステンレス製)2m	個	各1	ステンレス製、2m
58	トルクレンチ	個	1	大：プレート形トルクレンチ 差込角9.53mm 5～46N・m
59	トルクレンチ	個	1	小：プレート形トルクレンチ 差込角6.35mm 0.6～6N・m
60	水準器	個	1	アルミ製 マグネット付 380mm
61	クレーン荷重計校正用標準錘			ごみクレーン付属品に含む
62	絶縁ペンチ	個	各1	全長：150mm、200mm
63	ニッパ	個	各1	鉄線φ2.0、銅線φ3.0、全長150mm 鉄線φ1.2、銅線φ2.0、全長125mm

	品名	単位	数量	規格及び寸法
64	ラジオペンチ	個	各1	鉄線φ1.5、銅線φ2.6、全長150mm 鉄線φ1.5、銅線φ2.6、全長125mm
65	ワイヤーストリッパー	個	1	0.9/1.25/2/3.5/5.5mm2 (より線用)
66	圧着ペンチ	個	1	裸圧着端子・スリーブ用 1.25、2.0、3.5、5.5、8.0
67	ハンダコテ	個	各1	30W、80W
68	電工ドライバ +-	個	各1	+ No,2 - 6.0 200mm,150mm,100mm
69	電工プライヤ	個	1	絶縁タイプ 220mm
70	電工スパナ	個	1	8、10、12、14、16、18
71	電動モンキースパナ絶縁タイプ	個	1	絶縁タイプ 150mm
72	酸素・硫化水素計 (ポータブル形、ガルバニ電池式)	個	1	対象ガス：酸素、硫化水素
73	可燃性ガス測定器 (ポータブル形、ガルバニ電池式)	個	1	対象ガス：水素
74	硫化水素測定器 (ポータブル形、ガルバニ電池式)	-	-	(酸素・硫化水素計と兼用)
75	マイクロメータ	個	1	0~25mmデジタル式
76	校正ガス及び校正試薬	-	-	(大気質測定機器付属品に含む)
77	振動計	個	1	測定範囲 加速度： Hi(Peak)0.1~199.9m/s ² Lo(Peak)0.01~19.99m/s ² 速度： Hi(RMS)0.1~199.9m/s Lo(RMS)0.01~19.99m/s 変位： Hi(P-P)0.01~19.99mm Lo(P-P)0.001~1.999mm
78	騒音計	個	1	測定範囲：40~130dB
79	回転計	個	1	測定範囲：100~99999rpm
80	表面温度計	個	1	放射型 0°C~1500°C
81	クランプメータ	個	1	交流直流測定用：0-600A
82	クランプメータ	個	1	漏洩電流計測用：100μ-1000A
83	漏洩電流計	-	-	(上記に含む)
84	テスタ	個	1	デジタルマルチ型
85	テスタ	個	1	アナログ型
86	検電器	個	1	高低圧兼用ブザー付
87	膜厚計	個	1	測定範囲：2.0~200mm
88	エアラインマスク	個	1	2本蛇管式

	品名	単位	数量	規格及び寸法
89	エアラインマスク用 送排風機	個	1	4人/1台
90	保安用ロープ	個	各1	50m、30m、10m
91	高圧絶縁ゴム手袋、長靴、マット	個	各2	長靴サイズ26cm
92	無線機	個	4	特定小電力トランシーバー
93	充電式チェーンソー	個	1	バッテリーBL1860B×2 2口急速充電器DC18RD付 マキタ MUC353DPG2
94	充電式レシプロソー(ノコギリ)	個	1	バッテリーBL1850 充電器DC18RC・ケース付 マキタJR186DRT
95	充電式インパクトドライバ	個	1	バッテリーBL1860B×2・充電器DC18RC ケース付 マキタ TD170DRGX
96	充電式はさみ	個	1	バッテリーバック・充電器本体 電源アダプター・ソフト用プレート・ ハード用プレート・プレートカバー×2付 高橋 DSS36LiA
97	解体用ハンマ	個	各1	大、小
98	平バラシバール	個	1	長さ1050mm
99	ホース+ホースリール	個	1	13mm×30m
100	ホース+ホースリール	個	1	13mm×20m
101	スチール棚	台	4	W1800×L571×H1800(5段)、 中量棚、棚耐荷重300kg
102	スチール棚	台	2	W1500×L571×H1800(5段)、 中量棚、棚耐荷重300kg
103	スチール棚	台	3	W1200×L571×H1800(5段)、 中量棚、棚耐荷重300kg
104	脚立	個	1	W1000×L1238×H1500
105	脚立	個	1	W600×L1035×H1200
106	脚立	個	1	W600×L832×H900
107	脚立	個	1	W600×L629×H600
108	ホームページ用パソコン	式	1	HP ProDesk 400 G6 SFF キーボード、マウス 電源ケーブル関係、電源変換プラグ
109	ホームページ用パソコンモニタ	式	1	LCD-AH241EDW 電源ケーブル、接続ケーブル
110	カラーコーン	個	10	
111	コーンウェイト	個	20	
112	立看板(車両進入禁止)	枚	1	
113	立看板(停止位置)	枚	2	